

小児・AYA世代のがん患者等の 妊孕性温存療法研究促進事業 のご案内

妊孕性（にんようせい）とは、妊娠するための力のことです。

がんなどの治療によって、妊孕性が低下又は失われる可能性がある場合、**妊孕性温存療法**を行うことで、将来子どもを持つ可能性を残すことができます。

県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代（43 歳未満）の患者さんが希望をもって治療に取り組めるよう、**妊孕性温存療法**及び妊孕性温存療法により凍結保存した精子、卵子、受精卵等を用いた生殖補助医療（**温存後生殖補助医療**）に係る治療費の負担軽減（助成）や普及等に取り組んでいます。

今は治療のことでご心配も多いと思いますが、大切な選択である妊孕性温存のことも考えていただくために、このリーフレットを作成しました。ひとつの選択肢として、**将来子どもを授かることについて考えてみませんか。**



まだ小児（15 歳未満）の方や、今はパートナーがおられない方も、将来のことを考えて妊孕性温存療法を検討してみてください。



助成申請書類の様式や作成上の留意点のほか、妊孕性温存療法やこの事業に関する詳しい情報、がんに関する相談窓口などについては、県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」に掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/kyousei-ninyousei.html>



広島がんネット



相談窓口のご案内

◆がん診療連携拠点病院等 がん相談支援センター

がんに関することなら、どなたでも何度でも無料でご相談いただけます。（電話相談も可能です。）看護師や社会福祉士などが、相談員として対応しています。

病院名	所在地	問い合わせ先
広島大学病院	広島市南区	082-257-1525
県立広島病院	広島市南区	082-256-3561
広島市立広島市民病院	広島市中区	082-221-1351
広島赤十字・原爆病院	広島市中区	082-241-3477
広島市立北部医療センター 安佐市民病院	広島市安佐北区	082-815-5533
J A 広島総合病院	廿日市市	0829-36-3270
呉医療センター	呉市	0823-24-6358
呉共済病院	呉市	0823-22-2111
東広島医療センター	東広島市	082-423-2176
JA 尾道総合病院	尾道市	0848-22-8111
福山市民病院	福山市	084-941-5151
福山医療センター	福山市	084-922-0001
市立三次中央病院	三次市	0824-65-0101

◆難病対策センター 難病相談室・小児難病相談室

広島大学病院にある難病対策センターでは、難病のある方や、慢性的な病気や治療が難しい病気を抱える子ども、及びご家族の方等を対象に、医療や日常生活、家庭における不安や悩みに対して、看護師が無料で相談・支援を行っています。

（来所相談をご希望の場合は、事前にご連絡ください。）

※県内の各保健所・保健センターでも、難病についてご相談いただけます。

	電話番号	受付時間
難病相談室	082-252-3777	月～金曜日（平日のみ） 10時～12時 / 13時～16時
小児難病相談室	082-256-5558	

広島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業 に関する問い合わせ先（助成申請書類の提出先）

担当：広島県健康福祉局健康づくり推進課がん医療・共生グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電話：082-513-3093（ダイヤルイン）

持参する場合の受付時間

平日（祝日・年末年始を除く）8時30分～12時、13時～17時

温存後生殖補助医療について

費用の支払い日の属する年度内に申請してください。

1 この事業の対象治療

県の指定する指定医療機関（下部参照）で受ける治療が対象です。

- ・妊孕性温存療法で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療
- ・妊孕性温存療法で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療
- ・妊孕性温存療法で凍結した卵巢組織再移植後の生殖補助医療
- ・妊孕性温存療法で凍結した精子を用いた生殖補助医療

原疾患の治療後、子どもを持つために、妊孕性温存療法で凍結した精子、卵子、受精卵等を用いて生殖補助医療（体外受精や胚移植など）を行う場合が対象です。

2 対象となる方

次の（１）～（４）を全て満たす方が対象です。

- （１）夫婦のいずれかが、妊孕性温存療法の助成対象の条件（左頁の２）を満たし、妊孕性温存療法を受けた後に、温存後生殖補助医療を受けた方
- （２）温存後生殖補助医療の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方
- （３）担当医により温存後生殖補助医療の生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- （４）この事業に基づく研究への臨床情報等の提供に同意できる方

3 助成額等

（１）助成対象費用

温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用

※ 入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用（更新料）は対象外です。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等の自己負担部分は対象外です。

※ 助成対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、この事業の助成の対象外です。

（２）１回あたりの助成上限額と助成回数

温存後生殖補助医療の種類	助成上限額	助成回数
妊孕性温存療法で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円	通算6回まで（治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上である場合は通算3回まで）
妊孕性温存療法で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円	
妊孕性温存療法で凍結した卵巢組織再移植後の生殖補助医療	30万円	
妊孕性温存療法で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円	

（詳細は広島がんネット（表紙参照）掲載の事業実施要綱別紙1「温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細」を参照。）

4 申請書類

- ・参加申請書（様式第3-1号）
- ・温存後生殖補助医療実施医療機関による証明書（様式第3-2号）
- ・原疾患治療実施医療機関による証明書（様式第1-4-1号及び様式第1-4-2号）
- ・住民票の写し（原本）※ 事実婚の場合は、両人の住民票の写し（原本）
- ・両人の戸籍謄本（原本）※ 事実婚の場合は、事実婚関係に関する申立書（様式第3-4号）を併せて提出。
- ・様式第3-2号の領収金額に含まれない助成対象費用に係る領収書の写し
- ・振込口座が確認できる書類

この事業の指定医療機関について

◆県内の指定医療機関（令和7年4月1日現在）

医療機関名	所在地
県立広島病院（生殖医療科）	広島市南区宇品神田 1-5-54
絹谷産婦人科	広島市中区本通 8-23 本通ヒルズ 4F
広島 HART クリニック	広島市南区松原町 3-1-301 号
よしだレディースクリニック内科・小児科 ※温存後生殖補助医療のみ	福山市新涯町 3-19-36

【留意事項】

※最新の指定医療機関は広島がんネット（表紙参照）でお知らせします。

※他の都道府県が指定した医療機関も本県の指定医療機関とみなします。

※治療費は患者さんの状態や医療機関によって異なりますので、指定医療機関にお問い合わせください。

妊孕性温存療法について

費用の支払い日の属する年度内に申請してください。

1 この事業の対象治療

県の指定する指定医療機関（右頁下部参照）で受ける治療が対象です。

- ・胚（受精卵）凍結に係る治療
- ・未受精卵子凍結に係る治療
- ・卵巢組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）
- ・精子凍結に係る治療
- ・精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療

妊娠と関係が無い
ような場所のがんなどができた
場合も、放射線治療や抗がん剤
により妊孕性に影響が及ぶこと
があります。まずは、対象に
なるか原疾患の主治医や看護師
に相談してみましょう。

2 対象となる方

次の（１）～（４）を全て満たす方が対象です。

- （１）妊孕性温存療法における凍結保存時に 43 歳未満の方
- （２）ア～エのいずれかの原疾患の治療により、妊孕性が低下したり、失われたりする可能性のある方



【対象となる原疾患】

- ア 小児・AYA 世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン（日本癌治療学会）で妊孕性低下リスク分類に示されているがん治療
- イ 長期間の治療によって卵巢予備能の低下が想定されるがん
- ウ 造血幹細胞移植が実施されるがん以外の疾患
- エ アルキル化剤が投与されるがん以外の疾患
- ※ 子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除きます。
- ※ 妊孕性温存療法の実施は、原疾患の治療開始前を基本としますが、治療中及び治療後であっても、医学的な必要性がある場合には対象とします。
- （３）担当医により妊孕性温存療法の生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- （４）この事業に基づく研究への臨床情報等の提供に同意できる方

原疾患の治療が最優先です。

3 助成額等

（１）助成対象費用

妊孕性温存療法に要した医療保険適用外費用

- ※ 入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用（更新料）は対象外です。
- ※ 助成対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、この事業の助成の対象外です。

（２）１回あたりの助成上限額と助成回数

妊孕性温存療法の種類	助成上限額	助成回数
胚（受精卵）凍結	35 万円	通算 2 回まで
未受精卵子凍結	20 万円	
卵巢組織凍結（組織の再移植含む）	40 万円	
精子凍結	2 万 5 千円	
精子（精巣内精子採取術）凍結	35 万円	

4 申請書類

- ・参加申請書（様式第 1-1 号）
- ・妊孕性温存療法実施医療機関による証明書（様式第 1-2 号）
- ・原疾患治療実施医療機関による証明書（様式第 1-4-1 号及び様式第 1-4-2 号）
- ・住民票の写し（原本）※ 胚（受精卵）凍結で事実婚の場合は、両人の住民票の写し（原本）
- ・様式第 1-2 号の領収金額に含まれない助成対象費用に係る領収書の写し
- ・振込口座が確認できる書類

※ 胚（受精卵）凍結の場合、両人の戸籍謄本（原本）（事実婚の場合は、事実婚関係に関する申立書（様式第 1-5 号）を併せて提出）